

松江市告示第 387号

令和2年度国民健康保険料率及び保険料軽減額を決定したので、松江市国民健康保険条例(平成17年松江市条例第230号)第16条第3項、第20条の5第3項、第24条第3項並びに第29条第2項、第3項及び第4項の規定により次のとおり告示し、令和2年4月1日から適用する。

令和2年5月29日

松江市長 松浦正敬

- 1 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率
  - (1) 所得割 100分の7.96
  - (2) 被保険者均等割 27,800円
  - (3) 世帯別平等割
    - ア 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯 19,260円
    - イ 特定世帯 9,630円
    - ウ 特定継続世帯 14,445円
- 2 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
  - (1) 所得割 100分の2.89
  - (2) 被保険者均等割 10,020円
  - (3) 世帯別平等割
    - ア 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯 7,020円
    - イ 特定世帯 3,510円
    - ウ 特定継続世帯 5,265円
- 3 介護納付金賦課額の保険料率
  - (1) 所得割 100分の2.66
  - (2) 被保険者均等割 11,580円
  - (3) 世帯別平等割 5,640円
- 4 基礎賦課額の軽減額
  - (1) 条例第29条第1項第1号に規定する保険料の減額(7割軽減額)
    - ア 被保険者均等割 19,460円
    - イ 世帯別平等割
      - (ア) 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯 13,482円
      - (イ) 特定世帯 6,741円
      - (ウ) 特定継続世帯 10,112円
  - (2) 条例第29条第1項第2号に規定する保険料の減額(5割軽減額)
    - ア 被保険者均等割 13,900円
    - イ 世帯別平等割

(ア) 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯	9, 630円
(イ) 特定世帯	4, 815円
(ウ) 特定継続世帯	7, 223円
(3) 条例第29条第1項第3号に規定する保険料の減額(2割軽減額)	
ア 被保険者均等割	5, 560円
イ 世帯別平等割	
(ア) 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯	3, 852円
(イ) 特定世帯	1, 926円
(ウ) 特定継続世帯	2, 889円

5 後期高齢者支援金等賦課額の軽減額

(1) 条例第29条第1項第1号に規定する保険料の減額(7割軽減額)	
ア 被保険者均等割	7, 014円
イ 世帯別平等割	
(ア) 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯	4, 914円
(イ) 特定世帯	2, 457円
(ウ) 特定継続世帯	3, 686円
(2) 条例第29条第1項第2号に規定する保険料の減額(5割軽減額)	
ア 被保険者均等割	5, 010円
イ 世帯別平等割	
(ア) 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯	3, 510円
(イ) 特定世帯	1, 755円
(ウ) 特定継続世帯	2, 633円
(3) 条例第29条第1項第3号に規定する保険料の減額(2割軽減額)	
ア 被保険者均等割	2, 004円
イ 世帯別平等割	
(ア) 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯	1, 404円
(イ) 特定世帯	702円
(ウ) 特定継続世帯	1, 053円

6 介護納付金賦課額の軽減額

(1) 条例第29条第1項第1号に規定する保険料の減額(7割軽減額)	
ア 被保険者均等割	8, 106円
イ 世帯別平等割	3, 948円
(2) 条例第29条第1項第2号に規定する保険料の減額(5割軽減額)	
ア 被保険者均等割	5, 790円
イ 世帯別平等割	2, 820円
(3) 条例第29条第1項第3号に規定する保険料の減額(2割軽減額)	
ア 被保険者均等割	2, 316円
イ 世帯別平等割	1, 128円